

第 1 回幕別町議会臨時会

議事日程

平成29年第 1 回幕別町議会臨時会
(平成29年 5 月16日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
- 日程第 2 会期の決定
（諸般の報告）
行政報告（町長）
- 日程第 3 陳情第 1 号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情
（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 4 陳情第 3 号 「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」提出に関する陳情
- 日程第 4 の 2 発議第 3 号 テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書
- 日程第 5 常任委員会委員の選任
- 日程第 5 の 2 議長の常任委員会委員の辞任
- 日程第 6 広報広聴委員会委員の選任
- 日程第 7 議会運営委員会委員の選任
- 日程第 8 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（幕別町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について（平成28年度幕別町一般会計補正予算（第12号））
- 日程第10 議案第30号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10の 2 議案第30号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（民生常任委員会報告）
- 日程第11 議案第31号 工事請負契約の締結について（春日東団地公営住宅 3 号棟建設工事（建築主体））
- 日程第12 議案第32号 工事請負契約の締結について（春日東団地公営住宅 4 号棟建設工事（建築主体））
- 日程第13 議案第33号 工事請負契約の締結について（旧札内福祉センター解体工事）
- 日程第14 閉会中の継続審査の申し出（議会運営委員会）
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出（広報広聴委員会）

会議録

平成29年第1回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成29年5月16日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月16日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 芳滝 仁
副議長 藤原 孟
1 板垣良輔 2 荒 貴賀 3 高橋健雄 4 小田新紀 5 内山美穂子
6 小島智恵 7 若山和幸 8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘
11 野原恵子 12 中橋友子 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 谷口和弥
16 千葉幹雄 17 寺林俊幸 18 乾 邦廣
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 川瀬俊彦
教 育 長 田村修一 企 画 総 務 部 長 山岸伸雄
住 民 福 祉 部 長 合田利信 教 育 部 長 岡田直之
経 済 部 長 菅野勇次 建 設 部 長 須田明彦
札 内 支 所 長 坂井康悦 忠 類 総 合 支 所 長 伊藤博明
政 策 推 進 課 長 山端広和 総 務 課 長 新居友敬
地 域 振 興 課 長 小野晴正 糠 内 出 張 所 長 阿部麗子
税 務 課 長 川瀬吉治 住 民 生 活 課 長 山本 充
防 災 環 境 課 長 天羽 徹 こ ど も 課 長 高橋宏邦
商 工 観 光 課 長 亀田貴仁 都 市 計 画 課 長 吉本哲哉
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 細澤正典 係長 遠藤寛士
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 小川純文 9 岡本眞利子 10 東口隆弘

議事の経過

(平成29年 5月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（芳滝 仁） ただいまから、平成29年第1回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（芳滝 仁） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（芳滝 仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番小川議員、9番岡本議員、10番東口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（芳滝 仁） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[人事異動による職員の紹介]

- 議長（芳滝 仁） 次に、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。
川瀬副町長。
○副町長（川瀬俊彦） 本年4月1日付で人事異動を行ったところであります。
人事異動後、最初の議会となりますことから、異動しました管理職職員のご紹介をさせていただきます。
初めに、部長職であります。
企画総務部長、山岸伸雄。
住民福祉部長、合田利信。
経済部長、菅野勇次。
教育部長、岡田直之。
続いて、課長職であります。
企画総務部総務課長、新居友敬。
住民福祉部福祉課長、檜木良美。
住民福祉部子ども課長、高橋宏邦。
住民福祉部保健課長、白坂博司。
経済部農林課参事、松井公博。
経済部農業振興担当参事、渡部賢一。
経済部商工観光課長、亀田貴仁。
札内支所住民課長、杉崎峰之。
札内支所住民相談担当参事兼住民福祉部参事、境谷美智子。

議会事務局議事課長、武田健吾。本人、本日、都合により欠席しております。
監査委員事務局長、妹尾真。
教育部生涯学習課長、石野郁也。
教育部幕別学校給食センター所長兼忠類学校給食センター所長、宮田哲。
農業委員会事務局長、廣瀬紀幸。
以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[行政報告]

○議長（芳滝 仁） ここで町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、「幕別町内高等学校の再編統合に係る要望書」の提出につきまして、ご報告をさせていただきます。

去る4月14日に、北海道教育委員会に対し、町内の北海道幕別高校と多田学園江陵高校の再編統合について、要望を行ってまいりました。

このたびの要望の背景といたしましては、少子化の進展による影響から、北海道内では、中学校卒業生数が昭和63年をピークに減少しており、平成27年度では、ピーク時に比べ半減している状況にあり、本町においても、昭和63年442人をピークに平成28年度には、284人とピーク時に比べ158人、3割以上減少しているところであります。

また、北海道教育委員会の公立高等学校配置計画案における中学校卒業生数の推計によりますと、本町では、平成28年度と35年度の比較で、249人、12.3%の減少となる見込みで、このことは、帯広市内や学区内におきましても同様の傾向にあり、今後、おおむね1割程度生徒数が減少するとされております。

このようなことから、本町における後期中等教育の安定的な確保等、中・長期的な展望について検討すべく、平成27年10月、中学校の保護者等10名で組織する「幕別町後期中等教育を考える懇話会」を設置し、昨年6月に、「本町における高等学校の展望について」と題した報告書を、町教育委員会に提出いただいたところであります。

報告書の意見といたしましては、北海道教育委員会の「新たな高校教育に関する指針」において、全日制課程の高校再編整備の考え方として、第1学年2学級以下の高校については、原則として順次再編整備の対象としている点、また、高校の望ましい学校規模を、1学年4から8学級とされていることなどから、指針で示す規模の学校の設置を含めた道立高校普通科を町内に残すことについて、幕別町として北海道教育委員会に求めるなど、町として最大限の努力を行っていただきたいとのことであります。

これらの意見を受け、町と教育委員会で検討を行い、本町における後期中等教育が安定的かつ持続可能で、生徒や保護者が求める後期中等教育の確保を図るため、本年2月8日に、江陵高校の多田理事長に対し、町内の高校の再編等について要請を行いました。

内容といたしましては、1点目として、平成31年4月に幕別高校と江陵高校の再編統合を行うこと、2点目として、再編統合校の江陵高校校舎の活用を要請するもので、3月17日、江陵高校の多田理事長から、「町からの強い要望を受け、教職員の意見一致も踏まえ、幕別高校と本校との再編統合への道に同意するとともに、本校の校舎を活用して、平成31年4月に再編統合することについても同意する」との回答をいただいたところであります。

こうした、私学として60年を超える歴史と伝統を誇る多田学園江陵高校のご英断を踏まえ、このたび、北海道教育委員会柴田教育長に対し要望書を提出したものであります。

要望事項としましては、幕別町後期中等教育を考える懇話会の議論をもとに、1点目として、現江陵高校校舎を活用し、平成31年4月に幕別高校と江陵高校の再編統合により新たな道立高校を設置する。

2点目として、統合後の1学年の学級数は、北海道教育委員会が策定した「新たな高校教育に関する指針」で示す全日制課程の高校の望ましい学校規模の4から8学級を基本とし、一定の教職員集団からなる1学年4学級の高校とする。

3点目として、統合後の学科は、全日制普通科とし、フィールド制や単位制の採用などにより、生徒・保護者が求める地域特性を勘案した魅力ある選択群やコースからなる高校とする。

さらに、4点目として、東部十勝において高校教育を受ける生徒の選択肢を確保するとともに、通学利便性や保護者の負担軽減が図られるよう、全日制普通科高校を設置する。

以上の4点について、要望を行ったところであります。

この要望を受け北海道教育委員会として、「本年6月の公立高等学校配置計画案で方向性を示せるよう、要望内容を速やかに検討する」との意向が示されたところであり、町として、引き続き、9月に決定する「公立高等学校配置計画」に盛り込まれるよう、今後とも要望の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、今回の要望内容等につきましては、教育委員会から校長会やPTA連合会を通じて保護者に説明することといたしております。

以上、北海道教育委員会に対する「幕別町内高等学校の再編統合に係る要望書」の提出についてのご報告とさせていただきます。

○議長（芳滝 仁） これで、行政報告は終わりました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第3、陳情第1号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、寺林俊幸議員。

○17番（寺林俊幸） 本委員会に付託されました陳情審査の報告をいたします。

平成29年5月16日

幕別町議会議長芳滝仁様

総務文教常任委員会委員長寺林俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成29年3月2日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成29年3月2日、10日、4月14日（3日間）

2、審査事件

陳情第1号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情

3、陳情の趣旨

政府は、2003年（平成15年）から2005年（平成17年）にかけて3回にわたり国会に提出し、国民各層の強い反対で廃案となった共謀罪創設規定を含む法案について、「共謀罪」を「テロ等組織犯罪準備罪」（以下「テロ等準備罪」という。）と名称を変えて、今通常国会に提出しようとしています。この法案が成立すると、刑法の既遂行為罰則の基本原則を逸脱し、謀議の疑いを認定された段階で犯罪組織の構成員として処罰の対象となる懸念があり、市民活動や基本的人権の侵害につながる危険性を払拭できません。よって、内閣総理大臣に対しこの法案に反対する別紙意見書の採択をお願いいたします。

（1）現行法には既に組織犯罪摘発を行う処罰規定があり、新たな立法の必要性が認められない。

(2) 本法案は、2000年に締結された国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要とされているが、この条約はマネーロンダリング等の経済組織犯罪に対処するための条約である。

(3) オリンピックのテロに対処するためとしているが、現行法には既にテロ行為を取り締まるための予備罪・準備罪・共謀罪・陰謀罪条項を含んだ62の未遂処罰法が重大組織犯罪に対処するために存在しており、本法案がなければテロ行為を取り締まれないというのはうそである。

(4) 本法案は、過去廃案となった共謀罪と変わるところがなく、行為を処罰するという刑事法体系の基本原則に反している。しかも、共謀の概念が曖昧であり、基本的人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれがある。また、組織犯罪集団を明確に定義することは困難であり、市民運動団体や労働組合が対象となることを否定できない。

(5) テロ等準備罪は、コミュニケーションを犯罪行為とするものであり、これを立証する捜査手法として、通信傍受や会話傍受の導入がなされるおそれがある。

(6) 本法案は、国連越境組織犯罪防止条約批准(越境性の経済性組織犯罪の取り締まり)のために必要なものとは言いがたく、一般市民の基本的人権を侵害するおそれが極めて高い。

4、審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論を見た。

5、審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長(芳滝 仁) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

陳情第1号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」採択に関する陳情についての委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議ありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決する方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをおしてください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) なしと認め、確定します。

投票総数19人。

賛成12人。

反対7人。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、日程第4、陳情第3号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」提出に関する陳情について議題といたします。

本件につきましては、既に同趣旨の陳情が採択とされておりますので、採択されたものとみなすこ

とにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されたものとみなします。

ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

10:21 休憩

10:23 再開

○議長(芳滝 仁) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程・付託省略]

○議長(芳滝 仁) ただいま、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審査]

○議長(芳滝 仁) 日程第4の2、発議第3号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同趣旨でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第3号、「テロ等組織犯罪準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案の成立に反対する意見書」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

[常任委員会委員の選任]

○議長(芳滝 仁) 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(細澤正典) 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番荒議員、5番内山議員、8番小川議員、12番中橋議員、15番谷口議員、18番乾議員、20番芳滝議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、1番板垣議員、3番高橋議員、4番小田議員、6番小島議員、9番岡本議員、14番田口議員、19番藤原議員、以上7人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、7番若山議員、10番東口議員、11番野原議員、13番藤谷議員、16番千葉議員、17番寺林議員、以上6人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

（副議長、議長席に着席）

10：26 休憩

10：28 再開

○副議長（藤原 孟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○副議長（藤原 孟） ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員会委員の辞任願が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられていること、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（藤原 孟） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10：28 休憩

10：30 再開

○副議長（藤原 孟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（藤原 孟） 日程第5の2、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、芳滝議長の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

（議長退場）

10:30 休憩

10:30 再開

○副議長（藤原 孟） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（藤原 孟） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長職を交代いたしますので、暫時休憩をいたします。

（副議長、自席に着席）

（議長、議長席に着席）

10:31 休憩

10:32 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、さきに決定いたしました各常任委員会で会議を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:32 休憩

10:40 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をいたします。

休憩中、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に小川純文議員、副委員長に谷口和弥議員。

民生常任委員会委員長に岡本眞利子議員、副委員長に田口廣之議員。

産業建設常任委員会委員長に野原恵子議員、副委員長に東口隆弘議員。

以上、報告のとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[広報広聴委員会委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第6、広報広聴委員会委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は、広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読をいたします。

広報広聴委員会委員に、2番荒議員、4番小田議員、5番内山議員、6番小島議員、7番若山議員、8番小川議員、11番野原議員、15番谷口議員、17番寺林議員、以上9人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、広報広聴委員会委員を指名したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広報広聴委員会委員に選任することに決定いたしました。
ここで、広報広聴委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選等を行ってください。
委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10：42 休憩

10：53 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をいたします。

休憩中、広報広聴委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

広報広聴委員会委員長に小島智恵議員、副委員長に寺林俊幸議員。

以上、報告のとおり、広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（芳滝 仁） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読いたさせます。

事務局長。

○議会事務局長（細澤正典） 朗読いたします。

議会運営委員会委員に、6番小島議員、8番小川議員、9番岡本議員、11番野原議員、12番中橋議員、13番藤谷議員、14番田口議員、17番寺林議員、以上8人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（芳滝 仁） ただいま朗読したとおり、議会運営委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。
ここで、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選等を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10：55 休憩

11：02 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（芳滝 仁） 諸般の報告をします。

休憩中、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に藤谷謹至議員、副委員長に中橋友子議員。

以上、報告のとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[付託省略]

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

日程第8、承認第2号から日程第9、承認第3号まで及び日程第11、議案第31号から日程第13、議案第33号までの5議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、承認第2号から日程第9、承認第3号まで及び日程第11、議案第31号から日程第13、議案第33号までの5議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第8、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 承認第2号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、幕別町税条例の一部を改正する条例であり、平成29年3月31日付で行ったものであります。

議案書の1ページ、議案説明資料の19ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成29年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴いまして、幕別町税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分したものであります。

それでは、議案説明資料の19ページをごらんください。

「幕別町税条例の一部を改正する条例」の概要について記載したものでありますが、これにてご説明申し上げます。

初めに、個人町民税についての改正であります。

一つ目は、「上場株式等に係る配当所得等の課税の見直し」についてであります。条例第33条及び第34条の9の改正になります。

改正内容につきましては、上場株式等に係る配当所得等について、町長が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができることを明確化したものであります。

二つ目は、「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」についてであり、条例附則第8条の改正になります。

改正内容につきましては、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであり、現行の適用期限が平成30年度末となっているものを平成33年度末とするものであります。

三つ目は、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」についてでありまして、条例附則第17条の2の改正になります。

改正内容につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものであり、現行の適用期限が平成29年度末となっているものを平成32年度末とするものであります。

四つ目は、引用条項及び文言の整理でありまして、地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理をしたものであります。

次に、20ページになりますが、固定資産税についての改正であります。

一つ目は、「震災等による被災家屋等に係る課税の特例」についてでありまして、条例第61条第8項の改正になります。

改正内容につきましては、震災等により滅失し、または損壊した償却資産、家屋に代わる償却資産、家屋を取得した場合における当該資産について、当該震災から4年度間はその課税標準または税額を2分の1とするものであります。

二つ目は、「わがまち特例の割合を定める規定」についてでありまして、条例第61条の2及び条例附則第10条の2第10項の改正になります。

初めに、「わがまち特例」についてであります。この案件に関する「課税標準の軽減割合について、地方公共団体が条例で決定できる軽減割合の範囲」という意味合いになります。

次に、改正内容についてであります。児童福祉法による事業認可を受けた者が使用する家屋及び償却資産に係る課税標準の軽減割合について、幕別町では、法の規定による参酌基準が2分の1であること、また、わがまち特例の範囲が3分の1以上3分の2以下であることを踏まえた上で、この表の右側に記載のとおり3分の2と定めたものであります。

この3分の2と定めた理由につきましては、本町としては、事業者が多様な保育事業に取り組みやすくなるように、軽減措置を手厚くするためでありまして、子育て支援の拡充を図るものであります。

三つ目は、個人町民税の改正と同様に地方税法の改正に伴う、法律の引用条項及び文言の整理をしたものであります。

次に、21ページになりますが、軽自動車税についての改正であります。

一つ目は、「軽自動車税の税率の特例」についてであり、条例附則第16条に第5項から第7項までを追加するものであります。

改正内容につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに新規取得した4輪以上及び3輪の軽自動車、これは新車に限りますが、に対する排出ガス性能及び燃費性能に応じた「グリーン化特例」の重点化を行った上で特例を2年間延長するものであります。

二つ目は、個人町民税の改正と同様に、地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理をしたものであります。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。8ページをごらんください。

附則についてであります。第1条では、本条例の施行期日を平成29年4月1日からとするものであります。

第2条では、町民税に関する経過措置について、第3条では、固定資産税に関する経過措置について、9ページになりますが、第4条では、軽自動車税に関する経過措置について、それぞれ定めております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第2号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第9、承認第3号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長(川瀬俊彦) 承認第3号、専決処分した事件の承認につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

専決処分の内容につきましては、平成28年度幕別町一般会計補正予算であり、平成29年3月31日付で行ったものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年度幕別町一般会計補正予算(第12号)であります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,156万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ168億9,695万7,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、3ページから5ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」であります。

本事業は、昨年の台風被害により、農産物の生産に必要な施設等の復旧に対する補助事業であります。施設の復旧工事に当たって資材の入手に時間を要し、新たに1件の事業が年度内に完了できないことが判明したため、繰越金額の変更を行うものであります。

7ページになります。「第3表 地方債補正」であります。

変更であります。「マイホーム応援補助事業」のほか3事業につきまして、事業費の確定に伴い、起債の限度額をそれぞれ変更するものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

12ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、10目企画費51万3,000円の追加であります。

事業費の確定に伴い、所要の費用を追加するものであります。

15目諸費791万3,000円の追加であります。

本年1月以降におきましても、各月1,200万円を超える「ふるさと寄付」が寄せられ、記念品の現計予算額に不足が生じたことから、所要の費用を追加するものであります。

なお、平成28年度の寄附総額につきましては2億7,849万9,000円、寄附件数は2万2,760件であります。

次に、16目基金管理費1,939万4,000円の追加であります。

ふるさと寄付を「まちづくり基金」に積み立てるものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、3目施設型・地域型保育施設費214万7,000円の追加であります。

本年2月以降に、「0・1歳児の途中入所」が多かったこと、また、「正職員の病気休暇」などによりまして、代替保育士の増員が必要となりましたことから、所要の費用を追加するものであります。

7款1項商工費、5目企業誘致対策費5,153万1,000円の減額であります。

事業費の確定に伴いまして減額するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

8ページまでお戻りいただきたいと思います。

1款町税、1項町民税、2目法人1,461万6,000円の追加であります。

2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税86万1,000円の追加、2項1目自動車重量譲与税402

万 9,000 円の減額であります。

いずれも、交付額の確定に伴う補正であります。

以下、3 款から、10 ページになりますが、12 款までにつきましても、交付額の確定に伴う補正であります。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 496 万 9,000 円の減額。

9 ページになります。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 437 万円の減額。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 239 万 4,000 円の追加。

6 款 1 項 1 目地方消費税交付金 1,125 万 4,000 円の追加。

7 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 501 万 4,000 円の減額。

10 ページになります。

8 款 1 項 1 目自動車取得税交付金 665 万円の追加。

11 款 1 項 1 目地方交付税 9,536 万 4,000 円の追加であります。

特別交付税の 3 月分の交付額決定に伴う追加であります。

12 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 98 万 4,000 円の減額であります。

18 款 1 項寄付金、2 目総務費寄付金 1,939 万 4,000 円の追加であります。

ふるさと寄付金の追加であります。

11 ページになります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1 億円の減額であります。

財政調整基金からの繰入金を繰り戻すものであります。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目工業団地取得資金貸付金元金収入 5,153 万 1,000 円の減額であります。

貸付金の確定に伴う減額であります。

22 款 1 項町債、1 目総務債 340 万円の減額、2 目民生債 190 万円の追加、4 目農林業債 30 万円の追加であります。

それぞれ事業費の確定に伴う借入額の補正であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

承認第 3 号、専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第 10、議案第 30 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 30 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 11 ページ、議案説明資料の 22 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案説明資料の 22 ページをごらんください。

本件につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 4 月 1 日に施行されたことに

伴いまして、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第26条につきましては、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減額に関して規定しているものであります。第26条第2号で、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗ずる金額としている「265,000円」を「270,000円」に改めるもの、同条第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗ずる金額としている「480,000円」を「490,000円」に改めるものであります。

議案書にお戻りいただき、11ページをごらんください。

附則についてであります。附則第1項は、施行期日を規定したものであり、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

附則第2項は、適用区分について規定したものであり、この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで、民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

11:21 休憩

11:34 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（芳滝 仁） ただいま、お手元に配付したとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第30号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（芳滝 仁） 日程第10の2、議案第30号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、岡本議員。

○9番（岡本眞利子） 朗読をもって、報告させていただきます。

平成 29 年 5 月 16 日

幕別町議会議長芳滝仁様

民生常任委員会委員長岡本眞利子

民生常任委員会報告書

平成 29 年 5 月 16 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記

1、委員会開催日

平成 29 年 5 月 16 日（1 日間）

2、審査事件

議案第 30 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

3、審査の経過

審査に当たっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（芳滝 仁） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 30 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議案審議]

○議長（芳滝 仁） 日程第 11、議案第 31 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 31 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 12 ページ、議案説明資料の 23 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 12 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅 3 号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事は、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建てかえをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 29 年 5 月 10 日に、株式会社萬和建

設、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、株式会社佐藤建設、加藤建設株式会社の5者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、6,625万8,000円をもちまして、株式会社萬和建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町本町4番地4、株式会社萬和建設、代表取締役萬昌幸氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期については、平成29年10月10日までの予定であります。

議案説明資料の23ページの配置図をごらんください。

建設場所につきましては、平成28年度に建設いたしました1号棟、2号棟の西側で、既存の3棟を解体した跡地に建設するものであります。

今年度は2棟建設し、北側が3号棟、南側が4号棟となります。

次に、26ページの平面図をごらんください。

工事概要につきましては、木造、地上1階、延べ床面積278.22平方メートルの1棟4戸となる施設を建設するものであります。

施設の特徴といたしましては、2LDK4戸の住宅を建設するものであり、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室への3カ所給湯設備を整備し、出入り口を引き戸にするなど、どなたでも使いやすい住宅となるようユニバーサルデザインによる計画となっております。

また、台所を対面キッチンにすることで、子育て世帯に配慮した住宅となっております。

次に、25ページの立面図をごらんください。

主な外壁の仕上げは、耐候性にすぐれているガルバリウム鋼板としております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第31号、工事請負契約の締結につきましてについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第32号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページ、議案説明資料の23ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の13ページをごらんください。

契約の目的につきましては、春日東団地公営住宅4号棟建設工事（建築主体）であります。

当工事につきましては、幕別町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を経過し、老朽化した春日東団地公営住宅の建てかえをするものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成29年5月10日に、株式会社萬和建設、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、株式会社佐藤建設、加藤建設株式会社の5者によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、6,620万4,000円をもちまして、株式会社佐藤建設が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町24番地45、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成29年10月10日までの予定であります。

次に、議案説明資料の 23 ページの配置図をごらんください。

4 号棟の建設位置については、議案第 31 号における 3 号棟の南側になります。

また、4 号棟に係る建設工事の概要等につきましては、議案第 31 号の 3 号棟と同様の内容であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 32 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 33 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

（藤原議員退場）

11：44 休憩

11：44 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 33 号、工事請負契約の締結について、説明を求めます。

川瀬副町長。

○副町長（川瀬俊彦） 議案第 33 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページ、議案説明資料の 26 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案書の 14 ページをごらんください。

契約の目的につきましては、旧札内福祉センター解体工事であります。

当工事につきましては、本年 4 月に札内コミュニティプラザへの引っ越し作業が終了し、新しい施設にて業務を開始したことから、旧札内福祉センターを解体するものであります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方につきましては、平成 29 年 5 月 10 日、株式会社萬和建设、株式会社アスワン、株式会社三島組、森若建設株式会社、藤原工業株式会社、コウケツ建設工業株式会社の 6 者により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,751 万 1,600 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役社長藤原治氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、工期につきましては、平成 29 年 10 月 31 日までの予定であります。

次に、議案説明資料の 26 ページの平面図をごらんください。

初めに、工事範囲についてであります。仮設事務所や解体分別の作業場所を確保する必要がありますことから、旧札内福祉センターの西側と南側の駐車場を含む太線の枠内となります。

なお、札内コミュニティプラザの利用者用として、札内郵便局の北側に身障者用の駐車スペース 1 台分を含む 6 台分の駐車スペースを確保しております。

次に、工事概要についてであります。鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上 2 階建て、延べ床面

積 1,430 平方メートルの旧札内福祉センターを解体するものであります。

本施設は外壁の内部にアスベストが吹きつけられていることから、解体時にアスベストが建物外部に飛散しないように、建物の外部開口部を気密化するとともに建物内の気圧を下げ、さらに、建物作業員の出入り口には、セキュリティーゾーンを設け、エアシャワーによってアスベストの外部への流出を防止いたします。

また、建物周辺ではアスベスト気中濃度測定を行い、アスベストが流出していないことの確認も行うこととしております。

アスベストの除去作業が終了いたしましたら、建物内のアスベストの気中濃度を測定し、基準値以下であることを確認した後、通常の建物解体と同様の作業により工事を進める予定であります。

なお、解体後の札内コミュニティプラザ周辺の関連工事につきましては、旧札内福祉センター解体工事完了後、解体跡地に耐震性貯水槽を設置し、平成 30 年度には解体跡地と札内コミュニティプラザ東側駐車場の外構工事を予定しているところであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 33 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで除斥議員入場及び追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

（藤原議員入場）

11：49 休憩

11：51 再開

○議長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[追加日程]

○議長（芳滝 仁） ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、議会運営委員会委員長から議会運営に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定による閉会中の継続審査の申し出及び広報広聴委員会委員長から委員会運営に係る事件につき、同条の規定による閉会中の継続調査の申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査及び閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続審査及び継続調査の申し出]

○議長（芳滝 仁） 日程第 14、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

日程第15、広報広聴委員会委員長からの申し出のとおり、委員の任期満了まで閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(芳滝 仁) 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成29年第1回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

11:53 閉会